

大田市告示第70号

大田市介護保険事業者における事故発生時の取扱いに関する要綱（平成17年大田市告示第58号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大田市長 楫野弘和

第1条中「指定介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、「第40号）」の次に「、介護医療院の人員、施設及び整備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）」を加える。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 事故処理が長期化する場合、適宜途中報告の介護保険事故報告書を提出する。

第5条に次の1号を加える。

(3) 当該事故処理が完了した時点で最終の介護保険事故報告書を提出する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。